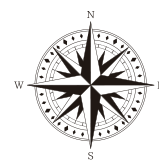


羅針盤

5



Vol. 279

KARAHAI [からはあい] www.okinawacci.or.jp

沖縄商工会議所 会報誌 2020年 May

2020(令和2年) 5月発行(隔月1回発行) 発行/沖縄商工会議所(沖縄市中央4-15-20) 印刷/コザ印刷所(沖縄市東1-4-18)

第89回通常議員総会

第89回通常議員総会

第89回通常議員総会を3月30日(月)沖縄商工会議所ホールにて開催し、令和2年度事業計画・各会計予算が承認されました。



第89回通常議員総会

基本方針

本県経済は、入域観光客数が前年度を上回るなど、観光、個人消費、雇用情勢が好調に推移し、県内景気の拡大傾向は、続くと予想されておりましたが、後半になり、家畜伝染病豚コレラ、そして新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、経済環境は、先行きが見えない状況であります。

一方、本市におきましては、県内外から多くの注目を浴び、魅力ある街づくりの一翼を担う「沖縄アリーナ」の完成、沖縄こどもの国の新たな動物舎の整備、(仮称)モータースポーツ多目的広場の供用開始など、活力にあふれる沖縄市が形成され、大きな期待が寄せられています。

そのような中、当会議所においては、会員事業所の取り巻く環境を踏まえ支援を迅速に進めていくことも重要な役割であり、積極的に取り組んでまいります。

沖縄商工会議所は、地域総合経済団体として、「会員のために行動する商工会議所」を掲げ、ともに飛躍していくために、次の項目の各事業を展開してまいります。

1. 政策提言・要望活動

産業振興や基盤整備の促進を図るため、インフラ整備や地域振興等の諸課題について、部会や委員会活動を通じて意見の集約・調査・研究を行い、関係団体と連携して政策提言、要請活動を行う。

2. 中小企業・小規模事業者に対する支援

- (1) 小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」を実施し、小規模事業者の支援を強化する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を設置し、県の「セーフティネット資金」の認定や「マル経資金」、「沖縄雇用・経営基盤強化資金」など国・県・市の融資制度や各種施策を活用し会員企業の支援を行う。
- (3) 働き方改革や生産性向上、消費税軽減税率など経営環境の著しい変化に対して、専門家派遣や個別相談会の実施のほか、セミナーの開催や巡回及び窓口相談を行う。また、小規模企業共済、経営セーフティ共済制度の加入を促進する。
- (4) 会員企業が継続して事業を営んでいけるよう防災の事前対策に関する事業継続力強化計画や事業承継計画策定の支援を行う。

3. 地域振興事業の推進

第2期沖縄市中心市街地活性化基本計画に基づく事業推進に協力するほか、地域活性化事業の実施及び地域イベントの支援を行う。

4. 会員サービス事業の充実と組織運営基盤の強化

会員のニーズの対応に努めるとともに、各種セミナー、会員親睦野球大会等により会員サービス事業を行う。会議所活動の活性化と円滑な運営のため、会員増強運動を展開し、会員の拡大を図っていく。また、事業所の魅力を全国に発信していくことを目的に、ふるさと納税返礼品協力事業所の募集、財政基盤の充実・強化に向けて各種共済、保険事業の推進を行う。

Koza Printing

【病院関係】

診察券、各種診療録、薬袋、カルテホルダー、レントゲン袋、食事箋・処方箋、点数表、レセプト用紙、ミシン入れ・穴あけ

【事業所関係】

納品書、領収書などの各種伝票、封筒、案内状、製本・チラシ
ポイントカード、パンフレット・カレンダー、総会資料
市町村・学校要覧、ラミネート

【マルチメディア】

ホームページ制作、動画制作 ※詳しくはお問い合わせ下さい。

創業1972年の実績と信頼

 **コザ印刷所**

<http://www6.ocn.ne.jp/~koza-p/>

【本社】沖縄市東1-4-18

TEL(098) 937-5015 FAX(098) 938-4359

【工場】うるま市字赤野1182

TEL(098) 973-3362 FAX(098) 973-3174

貴方に代わって、
どう印刷物を安くするか、
当社がご提案いたします。



労働者(パートタイマー・アルバイト含)を一人でも雇っている場合は、事業主は(※)労働保険に従業員を加入させる義務があります。

※労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

労災保険は従業員の通勤・業務中で起きた出来事に起因して発生したケガ・病気・死亡等に給付を行う保険制度であり、全従業員を加入させる義務があります。

雇用保険は、週20時間以上従事している方を加入させる義務があります。

- 労働保険に加入していないが、
- 手続きする時間がない
 - 加入の仕方に不安がある、
 - 労働保険について詳しく聞きたいなど

※事務組合への委託には一定の条件があります。

お気軽に
沖縄商工会議所
労働保険事務組合に
ご相談下さい。

TEL.098-938-8022 具志堅

事務組合に委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に変わって処理するので事務の手間が省けます。
- ②労働保険料の額にかかわらず3回に分割して納付できます。
- ③労働保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別に加入することができます。



人事異動のお知らせ（令和2年4月1日付）

令和2年度の人事異動を以下のとおり実施しました。

異動

【課長職】

- 1.比嘉 正也
中小企業振興部 部長代理
兼地域振興課 課長

- 2.饒波 尚樹
総務部会員サービス課 課長

- 3.太田 光昭
中小企業振興部経営支援課 課長

【前職務】

中小企業振興部 部長代理
兼経営支援課 課長

中小企業振興部地域振興課 課長

総務部会員サービス課 課長

【係】

- 1.阿嘉 宏美
総務部会員サービス課

- 2.新里 将平
中小企業振興部地域振興課 経営指導員

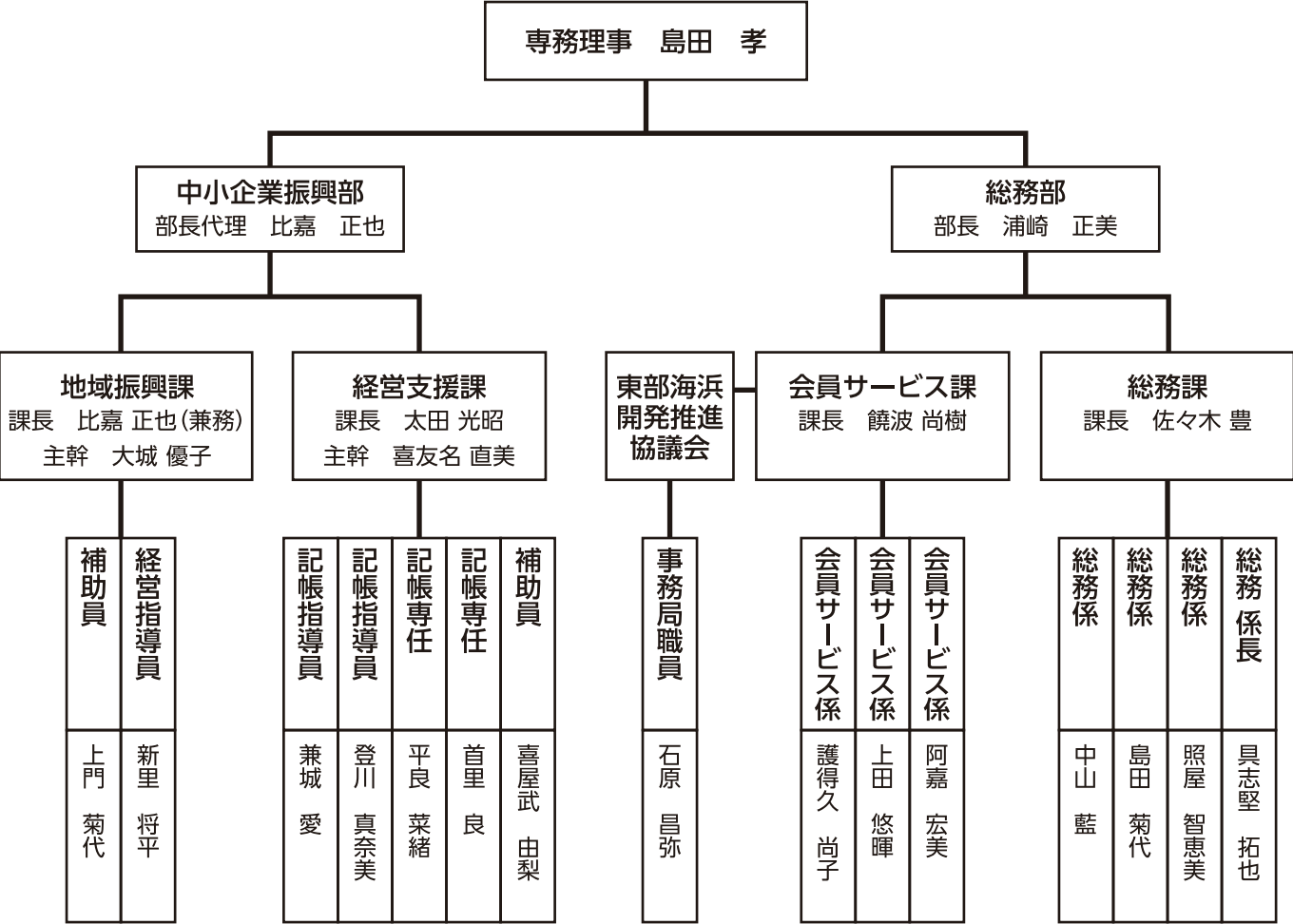
【前職務】

中小企業振興部経営支援課 経営指導員

中小企業振興部経営支援課 記帳専任職員

沖縄商工会議所事務局体制

※令和2年4月1日現在



新入職員のコメント



平良 菜緒さん

新たに記帳専任職員に採用されました平良と申します。
事業所の方々とのかわりが増えますので、どうぞよろしくお願いいたします。



島田 菊代さん

今年4月より、総務部総務課に配属になりました島田菊代と申します。
早く皆様のお役にたてるよう、頑張りますのでよろしくお願いいたします。



沖縄商工会議所では新型コロナ拡散防止のために以下の対策を実施しております。

ご不便を被るかと思いますが、ご協力よろしくお願いいたします。

- 職員のマスク着用
- 会議所内の常時換気
- 相談室、事務所窓口にパーテーションを設置
- 消毒用に次亜塩素酸水を設置
- 噴霧器における次亜塩素酸の散布
- 定期的にテーブル・椅子・床を塩素消毒



待合ロビーに消毒液



会議所窓口のパーテーション



相談室のパーテーション



次亜塩素酸噴霧器

【緊急募集!】新型コロナ経済対策 『会員販促応援サイト』掲載情報募集のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大を受け、各業界で多大なる影響が出ています。特に、観光業界や飲食業界では、入域観光客の減少、宴会・会食、物産展・イベント等の中止または延期により売上の減少が深刻な問題となっています。

そこで、本所では会員事業所が抱える過剰在庫の解消・販売促進の支援を目的に、お困りの事業所様の情報や商品・サービスを公開し、購入を希望される一般消費者や業者の方々へ広く周知を行う『会員販促応援サイト』を開設し、本所ホームページにて公開いたします。

掲載料は無料です。ぜひ情報をお寄せください。

掲載区分

在庫処分・取引

持ち帰り・デリバリー

宿泊プラン・サービス提供

＜募集内容＞

申込方法:

【ネット】当所ホームページ申込フォームより必要事項を記入の上、お申し込みください。

【メール】当所ホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、お申し込みください。
※掲載画像については、メール添付にて送信ください。

【FAX】当所ホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。※FAXでのお申込みにつきましては、画像掲載なしとなります。

掲載料:無料

掲載:お申込み内容を確認次第、情報を随時掲載いたします。

取引:希望者・企業からの問合せ、注文等のやり取りに関しましては、すべて掲載企業・店舗様にてご対応いただきます。

【同時募集!】新型コロナ経済対策 『自社の取組み・PR』掲載情報募集のお知らせ

今般の感染拡大防止策を受け、“託児支援”や“食事支援”など各企業による支援も広がっています。自社で実施している一般消費者向け、事業者向け支援や取組みについても情報を掲載いたします。

自社の取組・PR内容の記入方法につきましては、申込様式の『PRや取組み』欄へご記入ください。

沖縄商工会議所URL www.okinawacci.or.jp/ouen/

本件担当: 沖縄商工会議所 総務部会員サービス課 饒波
電話: 938-8022 FAX: 938-2755
Mail: naoki-noha@okinawacci.or.jp

新型コロナウイルス感染症の発生により 影響を受けた事業者の皆さまへ

主な融資制度

1.新型コロナウイルス感染症特別貸付

	生業資金	生活衛生資金	中小企業資金
ご利用頂ける方	中小企業・小規模事業者、生活衛生関係事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月末満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
融資限度額	別枠6,000万円		別枠3億円
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内)、運転資金 15年以内(5年以内)		
適用利率 ^(注1)	3,000万円(中小企業資金は1億円)を限度として、当初3年間は基準利率から0.9%低減した利率が適用されます。 ^(注2) 4年目以降は基準利率となります。		
その他	無担保のお取り扱いとなります。		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間で実質無利子となる予定です。

2.小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)等の拡充

	生業資金		生活衛生資金
	マル経 (小規模事業者経営改善資金)	沖経 (沖縄雇用・経営基盤強化資金)	衛経 (生活衛生関係営業経営改善資金)
ご利用頂ける方	商工会議所、商工会、商工会連合会、生活衛生同業組合等の実施する経営指導等を受けており、会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者・特定規模事業者の方		
適用要件	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方		
融資限度額	別枠1,000万円(ただし「1.新型コロナ感染症特別貸付」の金利低減限度額3,000万円と通算となります。)		
融資期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(4年以内)、運転資金 7年以内(3年以内)		
適用利率	貸付日から当初3年間は経営改善利率(沖経については経営基盤強化利率)から0.9%を低減した利率が適用されます。4年目以降は経営改善利率(沖経については経営基盤強化利率)となります。		
その他	無担保・無保証人のお取り扱いとなります。		

お問い合わせ先

〔本店〕 ●中小企業資金・生業資金 TEL.098-941-1785
 ●生活衛生資金 TEL.098-941-1830
 ●農林漁業資金 TEL.098-941-1840
 ●ご返済に関するご相談 TEL.098-941-1815

〔中部支店〕 TEL.098-989-6511
 〔北部支店〕 TEL.0980-52-2338
 〔宮古支店〕 TEL.0980-72-2446
 〔八重山支店〕 TEL.0980-82-2701



沖縄振興開発金融公庫

THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION (令和2年3月現在)

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する 中小企業セーフティネット資金の適用について

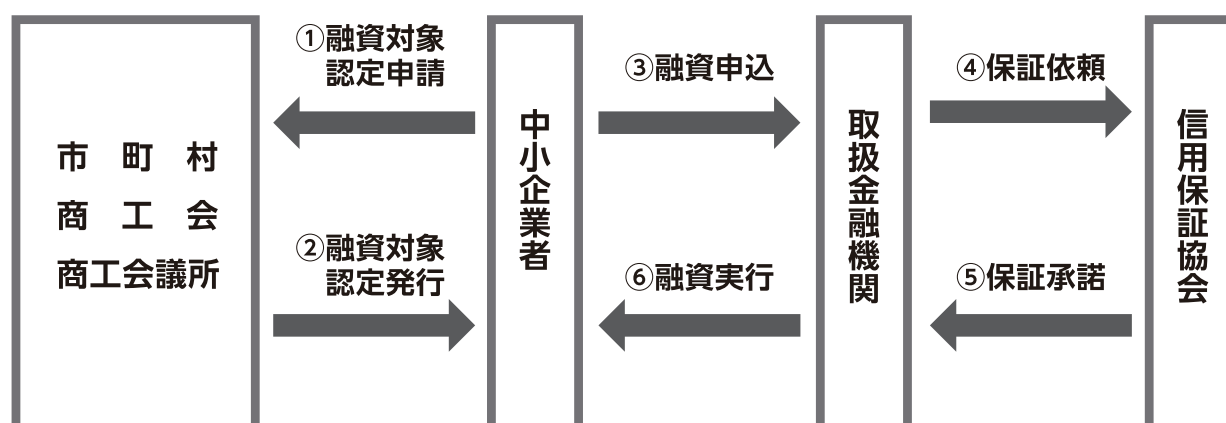
この度の新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）の取扱いを下記のとおり行います。

記

- ①**融資対象者**:事業歴が3カ月年以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等
- ②**融資対象となる地域**:沖縄県内の全市町村
- ③**資金用途**:災害等被害対応に係る事業資金
- ④**融資限度額**:運転のみ3,000万円(一般保証枠適用)
- ⑤**融資期間**:7年(据置1年)
- ⑥**融資利率**:0.90%
- ⑦**保証料率**:0%(保証料については県が全額負担致します)
- ⑧**金融機関への融資申込期間**:令和2年2月3日から
- ⑨**融資申込みの方法**:市町村長若しくは商工会議所会頭(商工会会長)から融資対象認定書を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。
- ⑩**取扱金融機関**:琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行
- ⑪**その他**:運転資金のみが対象となります。

手続きフロー図



【問合せ先】沖縄県商工労働部中小企業支援課(金融班)

電話:098-866-2343 FAX:098-861-4661

沖縄商工会議所 会員事業所の皆様へ ハイビスカス共済

ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+ 沖縄商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

福利厚生制度
にご活用いた
けます

毎年収支計算し
剰余金があれば
配当金
も!

1年更新で
医師の
診査なし

沖縄商工会議所
独自の
給付制度
が充実

業務上・業務外
を問わず
24時間保障

保障内容及び給付金についてはパンフレットを必ずご確認ください。

◆掛金月額

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口
15歳～60歳	男性	900円	1,800円	2,700円	3,600円	4,500円
	女性					
61歳～65歳	男性	900円	60歳6ヶ月以上のご加入は1口を限度とします。 65歳6ヶ月以上についてはご加入頂けません。			
	女性					

ハイビスカス共済についてFAXでお問い合わせ。
(下記のいずれかの番号に○を付けて下さい)

1. 加入したい・追加又は増額したい
2. 共済の詳しい説明を受けたい

沖縄商工会議所 会員サービス課 行き
FAX番号 **098-938-2755**

令和 年 月 日

事業所名			
代表者またはご担当者		電話番号	

※ご記入いただきました上記内容につきましては、ハイビスカス共済の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

事業者のみなさんへ

はじめていますか？受動喫煙対策。



病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

**2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。**

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。



飲食店

**2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。**

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道などの施設

**2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。**

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1** 2020年4月1日時点で、現に存する店舗ですか？
Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
Q3 客席面積は100㎡以下ですか？



お住まいの自治体によっては、改正
健康増進法以外についても、独自の
条例によって受動喫煙防止に関する
義務が定められている場合があります。

詳細については各自治体へ
お問い合わせください。

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

店内禁煙



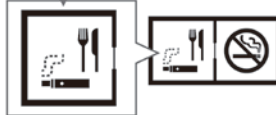
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

飲食可



店内での喫煙可

改正健康増進法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置*だけでなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要です。

事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気を付けてください。※**省令で定める基準を満たす必要があります。**詳細は最下段HPへ。



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が
義務付けられます。



20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに
立ち入ることができません。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずる
ことも必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が
適用されることがあります。

財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

【財政支援】

受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙
対策を実施するために必要な経費のうち、一定
の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる
工費、設備費、備品費、機械装置費などの
経費に対して助成を行う制度です。



【財政支援】

生衛業受動喫煙防止対策助成金

左記助成金の対象とならない生衛事業者の
方はこちらをご参照ください。



【税制措置】

特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等
支援機関等（商工会議所等）による、経営
改善に関する指導に基づいて、一定の要件を
満たした経営改善設備の取得を行った場合に、
取得価額の特別償却（30%）または税額控除
（7%）の適用を認めます。



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



創業以来、赤字なしの 堅実経営を続ける『三興塗料』



人を大切にする経営学会 会長 坂本 光司

東京・池袋駅から東武東上線に乗り10分ほどのときわ台駅で下車し、車で10分ほど走った商店街の一角に、3階建てのオフィスビルがある。

ここが三興塗料株式会社の本社である。同社の主事業は、社名の通り各種塗料や塗装用具の卸売りである。創業は1966年。現社長・清水雄一郎氏の父の睦雄氏が、22歳のとき、脱サラしてスタートした。創業のきっかけは、塗料メーカーに勤務していたとき、交通事故で大けがをして1年間の入院生活を余儀なくされたこと。「たった一度の人生、自分のやりたいことをやってみたい」と考え、あえて脱サラ創業したのである。

事業は、それまで培った経験や技術が生かせる塗料に関する事業を選択したが、お世話になった会社に迷惑を掛けたくないと、市場は、あえて工業用塗料や、その後は建築用塗料分野を選択した。近年では、より一層の差別化と市場の拡大が見込まれる一般家庭用塗料分野に特化し

ている。

努力が実り、創業以来54年間、リストラなしの黒字経営を持続し、社員数は35人と少数ながら、専業企業では全国でも有数の企業に成長・発展した。

同社のこの間の成長・発展の要因は、創業者の入院体験から、あえて急成長・急拡大を避け、社員の命と生活を大切に年輪経営（木が年輪を重ねるように、少しずつ確実に会社を成長させる経営）をしてきたこともあるが、そのために、独自技術と独自のビジネスモデルを創造・確保してきたこと、さらには、熱心な社会貢献活動を継続してきたことが大きい。

独自技術で言えば、全国には塗料の卸売業者が約3100社存在しているが、その大半は、単にメーカーから仕入れた塗料を卸売りするだけだが、同社は差別化を図るため、自社で調色（色を混ぜ合わせて好みの色をつくること）技術を有している。ちなみに、調色技術を有する企業は、全国に数社しかないという。

もう一つの強みは、自社物流の保有である。同業者の多くは、その物流を物流専門業者に依存しているが、同社では、社員数35人ながら、2トントラックを何と17台も保有し、小ロット・短納期・ハイスピードを求める顧客に対応しているのである。

そして、社会貢献活動とは、同社が中心となって行っているボランティア活動などである。その一つが、全国の障害者施設に、清水社長をはじめ社員が同業者を募って出向き、施設の塗装サービスを施設の職員や利用者と共同で実施しているボランティア活動である。北は北海道から南は九州まで、毎年、約15カ所で実施しているという。こうした地道な活動が、社会で評価されていることは間違いない。

世間では、卸売業は構造的な不況産業などと言う人もいるが、同社の経営を知れば、どんな業種に属していても、関係者の英知と努力で成長産業化できるといえよう。

◇坂本 光司／さかもと・こうじ

1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授、法政大学大学院政策創造研究科（地域づくり大学院）教授、同静岡サテライトキャンパス長などを歴任。国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』（あさ出版）、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』（かんき出版）など。



人財育成トレーナー
美月 あきこ

「エイハラ」という言葉をご存じでしょうか？これは、「セクハラ」「パワハラ」などと同様、「ハラスメント」の一種で、正式には「エイジハラスメント」と称します。

ハラスメントとは、一言でいうと「嫌がらせをする」ことです。他人に対して意識的に、あるいは無意識のうちに差別を行い、相手に不快感を与えたり、苦しめたりすることです。

エイジハラスメントの「エイジ」は「Age」、つまり「年齢」を指します。年齢を理由に差別して行う嫌がらせが、エイジハラスメントです。

よく「女性に年齢を聞くのは失礼」といわれますが、エイジハラスメントは女性だけが被害者になるものではありません。男性でも女性でも、年齢が若くても上でも、また、同性同士でも異性同士でも、誰もが被害者になり得て、加害者にもなり得るのが、エイジハラスメントの大き

な特徴です。年上の社員が若手に「若いくせにこんなこともできないのか」と言うのも、若手社員が年上の上司に「年寄りは何もせずに、黙って若い私たちに任せてください」と言うのも、どちらもエイジハラスメントに該当します。

エイジハラスメントの難しいところは、前述の通り、無意識に行ってしまう場合もあることです。例えば、年上の社員をおもんばかって「年齢を考えて、無理はしないでくださいね」と言ったとします。しかし、これを相手が不快に感じてしまったら、エイジハラスメントになってしまうのです。ある程度年を取った社員が自虐的に「もう年だからさあ」と話した言葉を聞いて、同世代の人が嫌な気分になる。女性社員が「私、もうすっかりおばさんだから」と言った言葉に、同じ年の女性社員が傷つく。これも、立派なエイジハラスメントになります。

これは私が聞いたエピソードですが、ある会社では、制服が変わるタイミングで、男性上司が「ミニスカートにすれば、年増の社員が辞めるかもね」と、言ったとか言わないとか。また、別の会社では、若手が幹事を務めた飲み会で、あえて若者好みの激辛料理店をチョイスし、年上社員が欠席したくなるようにしたそうです。

エイジハラスメントは、セクハラやパワハラ以上に、被害者も加害者も「分かりづらい」ものです。被害者側は、エイジハラスメントというものがあることをきちんと認識し、強いストレスを感じるなら、上司や先輩、人事部、社内カウンセラーなどに相談しましょう。また、加害者とされた社員は、意識的に行ったのなら論外ですが、無意識の場合は、自らの言動を顧みて反省する姿勢が大切です。

エイジハラスメントは、どの世代とも分け隔てなくコミュニケーションを図り、ギャップを埋めることで、ある程度防止することができます。まずは、全社的にエイジハラスメントに対する理解を深めましょう。

◇美月 あきこ／みづき・あきこ

人財育成トレーナー・ビジネスマナー講師。大学卒業後、日系および外資系航空会社にて国際線客室乗務員として17年間勤務。現在は、人財育成トレーナーとして接客サービス、対人コミュニケーションについての講演・研修を企業や団体にて行う。客室乗務員時代に身につけたファーストクラス仕様のサービスを元にした、ユニークな研修が好評を博す。年間180回以上の研修と講演をこなす。著書に、『ファーストクラスに乗る人のシンプルな習慣』『15秒で口説く エレベーターピッチの達人』などがある。

沖縄融資制度

(沖縄雇用・経営基盤強化資金融資制度)

沖縄雇用・経営基盤強化資金制度は、特定規模事業者の経営強化を金融面から支援する制度です。

沖縄融資制度の特徴

融資限度額は？

2,000万円

担保・保証人・保証料？

不要です

返済期間は？

運転資金は 7年以内(据置1年以内)
設備資金は10年以内(据置2年以内)

融資利率は？

年1.11%(固定金利)
(2020年4月1日現在)

融資対象及び必要書類等

融資対象

- ・ 常時使用する従業員数 21 名以上 30 人以下(商業・サービス業 6 名以上 10 人以下)
ただし、宿泊業、情報通信業及び老人福祉・介護事業にあつては 6 人以上 15 人以下の事業者
- ※ 個人企業の事業主及び生計を一にする三親等内の家族従業員並びに法人企業の役員は除く。
- ・ 当商工会議所の経営指導を受けている方
- ・ 沖縄商工会議所地区内（沖縄市内）で最近 1 年以上事業を行っている方
- ・ 納期の到来している所得税、法人税、事業税、住民税を完納している方

ご用意いただくもの

■法人企業

- ①前期・前々期の決算書、確定申告書(控)
(決算後 6 ヶ月を経ている場合は最近の試算表)
- ②法人税・事業税・市民税の領収書又は納税証明書
- ③法人登記簿謄本・印鑑証明
- ④見積書、契約書など(設備資金)

■個人企業

- ①前期・前々期の決算書・確定申告書
- ②所得税・事業税・市民税の領収書又は納税証明書
- ③印鑑証明
- ④見積書、契約書など(設備資金)

お申込み・お問い合わせ・ご相談はお気軽に！

沖縄商工会議所 中小企業振興部 TEL 098-938-8022

マル経融資制度

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資制度とは、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々を支援する
無担保・無保証人・低利（固定金利）で融資する国の制度です。

マル経融資制度の特徴

融資限度額は？

2,000万

担保・保証人は？

不要です

返済期間は？

運転資金は 7年以内(据置1年)
設備資金は10年以内(据置2年)

融資利率は？

年1.01%(固定金利)
(2020年4月1日現在)

※1,500万円を超えるご融資の場合、借入残高が1,500万円以下になるまで継続的な状況調査を致します。

融資対象及び必要書類等

融資対象

- ・従業員数20名以下(商業・サービス業5人以下)の法人・個人事業者の方
- ・当商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方
- ・沖縄商工会議所地区内(沖縄市内)で最近1年以上事業を行っている方
- ・納期の到来している所得税、法人税、事業税、住民税を完納している方
- ・沖縄振興開発金融公庫の融資対象業種であること
- ・許認可業種は許認可を取得していること

ご用意いただくもの

■法人企業

- ①前期・前々期の決算書、確定申告書(控)
(決算後6ヶ月を経ている場合は最近の試算表)
- ②法人税・事業税・市民税の領収書又は納税証明書
- ③法人登記簿謄本・印鑑証明
- ④見積書、契約書など(設備資金)

■個人企業

- ①前期・前々期の決算書・確定申告書(控)
- ②所得税・事業税・市民税の領収書又は納税証明書
- ③印鑑証明
- ④見積書、契約書など(設備資金)

お申込み・お問い合わせ・ご相談はお気軽に！

沖縄商工会議所 中小企業振興部 TEL 098-938-8022

アクサ生命は商工会議所と協力して健康経営を推進しています。



アクサ生命

～さらに企業を発展させるために～
業績向上・人材確保を実現する
健康経営

労働人口の減少により、今後の企業は人材の確保が困難になる事が想定され、
生産性向上が求められるようになります。

健康経営はそういった経営課題を解決に導く取り組みです。

健康経営を実践して得られる主な効果

生産性向上(業績向上)

4年で営業利益を5倍に伸ばした
企業があります。

リクルート効果

採用応募者数が倍増している
企業があります。

健康経営は、アクサ生命がサポートします！

健康経営アドバイザー
によるサポート
＜沖縄支社には50名＞

健康経営優良法人
認定の申請まで
サポート

充実したサポートツール
WEBアンケート
職域健康セミナー

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社
沖縄支社

☎ **098-862-5084**